

学校感染症による手続きについて

感染症の予防には、感染源の除去、感染経路の遮断、そして抵抗力の強化が重要です。学校は集団生活の場であるため、一人ひとりが感染症予防に努めることが大切です。お子様が下記の感染症と診断された場合、学校保健安全法に基づき、出席停止となります。これは、他の生徒・集団への感染拡大を防ぎ、お子様の健康回復を優先するためです。

手続きについて

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。学校の電話連絡受付時間:8:35~17:00まで

1. **担任への連絡:** お子様が感染症と診断されたら、まずは担任にご連絡ください。
2. **出席停止期間:** 必ず受診し、医師の指示に基づき、出席停止期間を決定します。この間は、自宅で安静にして治療に専念してください。
3. **登校許可:** 定められた出席停止期間を経過するか、医師から登校許可が出たら、担任の連絡し、登校再開日の調整を行ってください。
4. **受診報告書の提出:** 別紙の「学校感染症による受診報告書」に必要事項を記入し、薬の説明書やお薬手帳のコピーなど受診したことがわかるものとともに学校へご提出ください。学校 HP からもダウンロード・印刷できます。

※出席停止期間は学校に登校することはできません。

《学校で予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準》

【参考:学校において予防すべき感染症の解説(日本学校保健会発行)】

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治療するまで
第二種	① インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く) ② 百日咳 ③ 麻疹(はしか) ④ 風しん(3日はしか) ⑤ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ⑥ 水痘(水ぼうそう) ⑦ 咽頭結膜熱(プール熱) ⑧ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 ⑨ 新型コロナウイルス感染症	① 発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで ② 特有の咳が消失するまで、または5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ③ 解熱後3日を経過するまで ④ 発疹が消失するまで ⑤ 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで ⑥ すべての発疹がかさぶたになり乾燥するまで ⑦ 熱、咽頭炎、結膜炎など主要症状が消退した後2日を経過するまで ⑧ 病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで ⑨ 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後、1日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、◎その他	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで

◎第三種その他の感染症…主治医・学校医の意見を聞き、第三種の感染症としての措置がとれる疾患
溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、伝染性紅斑(りんご病)、手足口病、ヘルパンギーナ、
マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)など

※通常、出席停止措置は必要がないと考えられる感染症の例:アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ)など